

永田浜における法規制について

1. 鹿児島県ウミガメ保護条例

(ウミガメの捕獲等の禁止)

第5条 何人も、県内の海岸に上陸しているウミガメの捕獲(殺傷する行為を含む。以下同じ。)をし、又は県内の海岸に産卵されたウミガメの卵の採取(き損する行為を含む。以下同じ。)をしてはならない。

- ウミガメの捕獲及び卵の採取の禁止
捕獲及び採取を伴う調査研究には、県の許可が必要。

2. 自然公園法

(特別地域)

第13条 3

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

十一 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十四 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

- 工作物を築くことの禁止
ウミガメ保護柵の設置には、環境省の許可が必要。
- 指定動物(屋久島ではウミガメが指定)の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷の禁止
捕獲及び採取を伴う調査研究には、環境省(県へ権限委任)の許可が必要。
- 車馬乗入れ規制区域内へ人力、畜力を含む車の乗り入れの禁止
荷車や自動車の乗り入れには、環境省(県へ権限委任)の許可が必要。

3. 海岸法

(一般公共海岸区域の占有)

第37条の4 海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域(水面を除く。)内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占有しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

- 工作物を設けて、海岸を占有することの禁止
ウミガメ保護柵の設置には、海岸管理者(鹿児島県)の許可が必要。